

環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領
－VOC処理技術分野－

財団法人東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所

(目的)

第1 本要領は、財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所が実証機関として実施する環境技術実証モデル事業（VOC処理技術分野）における技術の実証（以下「技術実証」という。）について、環境省の策定した「中小事業所向けVOC処理技術 実証試験要領」（以下「実証試験要領」という。）に基づき、技術実証に係る申請及び実施に関する方法を定めるものとする。

(実証対象技術)

第2 実証対象技術は、中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設（以下「施設」という。）から大気に排出されるVOCを適正に処理する技術（装置、プラント等）とする。

2 前項の実証対象技術には、施設から排出されるVOCの全量に近い処理をする技術ばかりではなく、部分的に処理する技術も含むものとする。

(技術実証の申請)

第3 技術実証を受けることを希望する者（以下「実証申請者」という。）は、本要領及び実証試験要領を了解のうえ、別紙の「実証申請書」に必要事項を記載し、実証機関に対して技術実証の申請を行わなければならない。

2 実証申請者は、前項の申請に際し、実証試験の実施場所を提案しなければならない。

3 前項の実施場所は、事前に所有者より実証試験の実施について承諾を得た、VOCを排出する施設であるものとする。

4 実施場所として、前項の施設を確保できない場合は、一定の排ガス環境を擬似的に再現できる施設でもよいものとする。

(技術実証委員会の設置)

第4 実証機関は、技術実証に関して助言を行うため、有識者からなる東京都環境科学研究所技術実証委員会を設置するものとする。

(技術実証の決定)

第5 実証機関は、技術実証の申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、その内容を審査し、東京都環境科学研究所技術実証委員会等の意見を踏まえ技術実証の実施の決定をするものとする。

2 実証機関は、技術実証の実施の有無を実証申請者に通知するものとする。

(実証試験計画の作成)

- 第6 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験実施場所の選定を含む実証試験計画を策定するものとする。
- 2 第5第2項で技術実証の実施の通知を受けた者（以下「環境技術開発者」という。）は、実証機関による実証試験計画の策定に協力しなければならない。
- 3 実証機関は、環境技術開発者及び実証試験実施場所の所有者から、実証試験計画の内容について合意を得るものとする。
- 4 実証機関は、環境技術開発者と協議を行い、排ガス処理性能、環境負荷、運転及び維持管理に関して、実証項目を設定するものとする。

(実証試験の実施)

- 第7 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、実証試験を実施するものとする。

(実証対象機器の運転)

- 第8 実証試験における実証対象機器の運転は、環境技術開発者又は実証試験実施場所の従業員のうち、運転及び維持管理に慣れた者が行うものとする。

(報告書)

- 第9 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル又は印刷物の形態で作成し、環境技術開発者に通知するものとする。
- 2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、環境技術開発者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、環境技術開発者は、実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。
- 3 環境技術開発者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
- 4 報告書の著作権は、実証機関に帰属するものとする。

(報告書の公開)

- 第10 報告書は、個人情報及び企業秘密に関わる部分を除き、原則公開するものとする。

(費用負担)

- 第11 実証試験に要する費用は、実証機関が負担するが、実証対象機器の設置、運転、撤去、廃棄物の処理等に要する費用は、環境技術開発者が負担するものとする。

(技術実証の中止)

第12 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部又は全部を中止することができる。

(協力事項)

第13 環境技術開発者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 実証機関又は環境省が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第14 実証機関は、実証試験を通じて知り得た環境技術開発者に関する情報を、技術実証以外の目的で利用してはならない。

(免責事項)

第15 技術実証に関して、環境技術開発者又は実証試験実施場所の所有者に損害が発生した場合、実証機関の故意又は過失がない場合については、実証機関は責任を負わない。

2 実証機関は、実証試験時の運転条件以外における性能等について、一切の責任を負わない。

(定めのない事項等の取扱)

第16 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領について定めのない事項については、環境技術開発者と実証機関が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、平成19年9月11日から施行する。